

2019年6月7日
日本投資者保護基金

カナダ投資者保護基金（CIPF）との覚書（MOU）の締結について

2019年5月9日、日本投資者保護基金（JIPF）は、カナダ投資者保護基金（CIPF）との間で覚書（MOU）を締結しました。この覚書（MOU）は、JIPFとCIPFとの間のコミュニケーション及び協力を促進し、投資家の保護と資本市場への信頼を強固なものとするためのパートナーシップを確立、育成し、発展させるためのものです。

この覚書（MOU）により、JIPFとCIPFは投資者保護制度に関する情報交換を行うとともに、国境を跨ぐ証券会社の破綻事案が発生した場合における協力を促進することといたしました。

なお、CIPFは、自主規制機関（IIROC）に規制されている証券会社についてカナダ証券監督当局（GSA）により認定されている唯一の補償基金であり、IIROCの会員証券会社が破綻した際、証券会社から顧客資産の返還が行われない場合にはその顧客に対して保護を提供することを任務としています。CIPFはIIROCの会員である証券会社の拠出金により成り立っており、IIROCの全ての会員証券会社がCIPFのメンバーとなっています。

カナダ投資者保護基金（CIPF）に関する詳細については以下のURLをご参照ください。

<http://cipf.ca/Public/AboutUs.aspx>

以 上

本件に関するお問い合わせ先：日本投資者保護基金事務局（TEL：03-3667-9670）